

# 「市内へ転居する時」の主な手続き

総務課 R7.1.6

チェック	種 別	返 還 ・ 届 け 出 先	備 考
	住民異動届	市民課 市民班 (1階 3・4・5番窓口 Tel29-5039) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各出張所	新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、手続きをしてください。 必要書類等 ・マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ・在留カードまたは特別永住者証(外国籍の方) ・本人確認書類
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方	住民異動届提出の際にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更の手続きをしてください。 市民課 市民班 (1階 3・4・5番窓口 Tel29-5039) 各総合支所・珂珂支所 市民福祉課	必要書類等 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード
	国民健康保険の保険料・資格確認書等変更の確認	【市】 保険年金課 級課班 (1階10番 Tel 29-5084)	・転居された方の資格確認書等 ・世帯構成に変更がない転居の場合は、保険料の変更はありません。
	障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)・障害福祉サービス受給者証所持者	住所変更の手続き 障害者支援課 福祉班 (1階13番窓口 Tel29-2522) 各総合支所、各支所の窓口で	
	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当	住所変更の手続き 【市】 障害者支援課 福祉班 (1階13番 Tel 29-2522)	
	渡船料助成事業 (支給対象外の地区に転居したとき)	利用券の返却手続き 高齢者支援課 支援班 (1階15番窓口 Tel29-2588)	支給対象外の地区に転居した場合のみ
	災害時要援護者避難支援事業	住所変更の旨の連絡 高齢者支援課 支援班 (1階15番窓口 Tel29-2588)	
	介護保険	高齢者支援課 (1階16番窓口) 介護給付班 Tel29-2544 介護認定班 Tel29-2533	転居する方の介護保険被保険者証(介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証)
	児童手当 (受給者と子どもの住所が別になると き)	こども家庭課 手当・給付班 (2階 E窓口 Tel29-5075) 各総合支所、各支所市民福祉課	必要なもの ・対象児童のマイナンバーが確認できるもの
	児童扶養手当住所変更届	こども家庭課 手当・給付班 (2階 E窓口 Tel29-5075) 各総合支所、各支所市民福祉課	必要なもの ・児童扶養手当証書 ・賃貸借契約書(転居先が賃貸住宅の場合)
	放課後児童教室 (学校区が変更になるとき)	保育幼稚園課 放課後保育班 (2階 E窓口 Tel29-5079) 新しく入室される地域の各総合支所、各支所市民福祉課 新しく入室される放課後児童教室	

※代理人が手続きに来られる場合は、委任状が必要となることがあります。  
詳しくは担当窓口までお問合せください。